

FEI 馬場馬術競技会規程第 24 版について

FEI 馬場馬術競技会規程第 24 版(2011 年 1 月 1 日施行)が国際馬術連盟より発表されています。国内では平成 23 年 4 月 1 日から適用する予定です。

以下のとおり、第 24 版における主な変更点をお知らせいたします(※変更箇所は下線で記載)。全文は FEI ホームページ (<http://www.fei.org/disciplines/dressage/rules>) でご確認ください。なお、翻訳版は平成 23 年 4 月上旬出版予定です。

第 430 条 競技課目の実施

1. ベルによる合図

ベルによる合図の後、選手は 4 5 秒以内に A 地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに 4 5 秒が与えられる。

馬が排便あるいは排尿を始めた場合は、馬が競技を再開できるようになるまで時計を止め、準備ができた段階で時計を再スタートさせる。

6. 減点

6. 1 経路違反

上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点されなければならない。

- 1 回目 - 2 点
- 2 回目 - 4 点
- 3 回目 失権

6. 2 その他の違反

以下の場合すべて違反とみなされ、それぞれの違反につき 2 点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)：

- アリーナ周囲のスペースに鞭をもって入場すること
 - 馬場馬術アリーナに鞭をもって入場すること
- 規定課目では**
- ベルが鳴る前にアリーナへ入場すること
 - ベルが鳴ってから 4 5 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、9 0 秒以内には入場した場合

自由演技課目では

- ベルの合図前にアリーナへ入場すること
- 自由演技で、音楽が始まってから20秒経過して入場した場合
- 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かったり長かった場合は、芸術点合計から0.5%が減点される。

7. 失権

7.2 反抗：いかなる反抗も、20秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、審判員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から20秒よりも早い時点で失権となる。これは馬場馬術用アリーナへの入場前、あるいは退場する際の反抗についても適用する。

7.6 失権となるその他の理由は以下の通り：

- 人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合
- 演技が馬のウェルフェアに反する場合
- 人馬コンビネーションがベルの合図から90秒以内に競技用アリーナへ入場しない場合。但し、落鉄などの正当な理由がC地点審判員へ通知された場合を除く。
- 3つの運動項目を終えても、なお鞭を携帯している場合

9. 所定地点での運動項目の実施

アリーナの所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体はその地点の上に来た時に行うものとする。但し、馬が斜線あるいは直角に標記地点へ近づいて行う移行の場合を除く。この場合は、移行に際して馬体が真直ぐであるよう、馬の鼻先が標記地点の蹄跡上に達した時点で移行を行わなければならない。これにはフライング・チェンジの実施も含まれる。

第432条 採点

1. すべての運動項目と、一つの運動から別の運動への所定の移行が審判員によって採点され、審査用紙に記録される。

3. 審判員の判断により、0.5～9.5の間で、0.5点も運動項目と総合観察点で使用できる。